

緑資源公団事業（農用地総合整備事業） 郡山区域

事業の概要

本事業は、福島県の中央部に位置する郡山市及び田村郡三春町を対象として、農業生産性の向上と農業構造の改善を図るため、区画整理81.8ha、暗渠排水61.4ha、客土9.1ha、と農業用道路12.4kmの整備を一体的に実施するものである。

事業の目的・必要性

郡山区域は、水稻、畜産を基幹とした複合経営が展開されてきており、野菜、果樹が新たな主要作物として定着し始めているが、生産基盤の整備が遅れており、起伏に富んだ地形のため道路の幅員は狭く、農地への通作や効率的な農畜産物等の輸送に支障をきたしている。

このため、区画整理等によるほ場条件の改善と基幹的農道の整備を一体的に行い、農業生産性の向上、農畜産物等の輸送の効率化を図ることにより農業構造の改善を図るものである。

事業の効率性

効用（年総効果額）：	農道整備による走行経費等の節減及び安全性の向上	780百万円
	農作物の生産量の増加	44百万円
	営農経費及び維持管理費等の節減	62百万円
	施設更新による現況施設機能の維持	161百万円
	計	1,047百万円

（費用便益費の算定）

区 分	算 定 式	数 値	備 考
総事業費		16,680百万円	
効 用		1,047百万円	
廃用損失額		-	廃止する施設の残存価値
総合耐用年数		51年	当該事業の耐用年数
還元率 × (1 + 建設利息率)		0.0608	総合耐用年数に応じ、効用から総便益を算定するための係数
総便益	= / -	17,210百万円	
費用便益比	= /	1.03	

注 1) 総事業費、総便益には関連事業を含む。

注 2) 百万円単位で四捨五入しているため、総便益は算定結果と合わない場合がある。

事業の有効性

本事業の実施により、労働時間の短縮や農地の高度利用による農業生産性の向上（約106百万円/年相当）、輸送車両の大型化等による農畜産物の輸送等の合理化（約778百万円/年相当）などの事業効果が見込まれる。

日程・手続

平成12年度	福島県知事が、農林水産大臣に対して事業実施の申出。
平成13年度	農林水産大臣は、緑資源公団に対して事業実施方針を指示。 公団は、事業実施方針に基づき、事業実施計画の策定作業を開始。
平成15年度	公団は、緑資源公団法に基づく事業計画の概要の公告等の手続きを早期に開始予定。

事業に対する決議

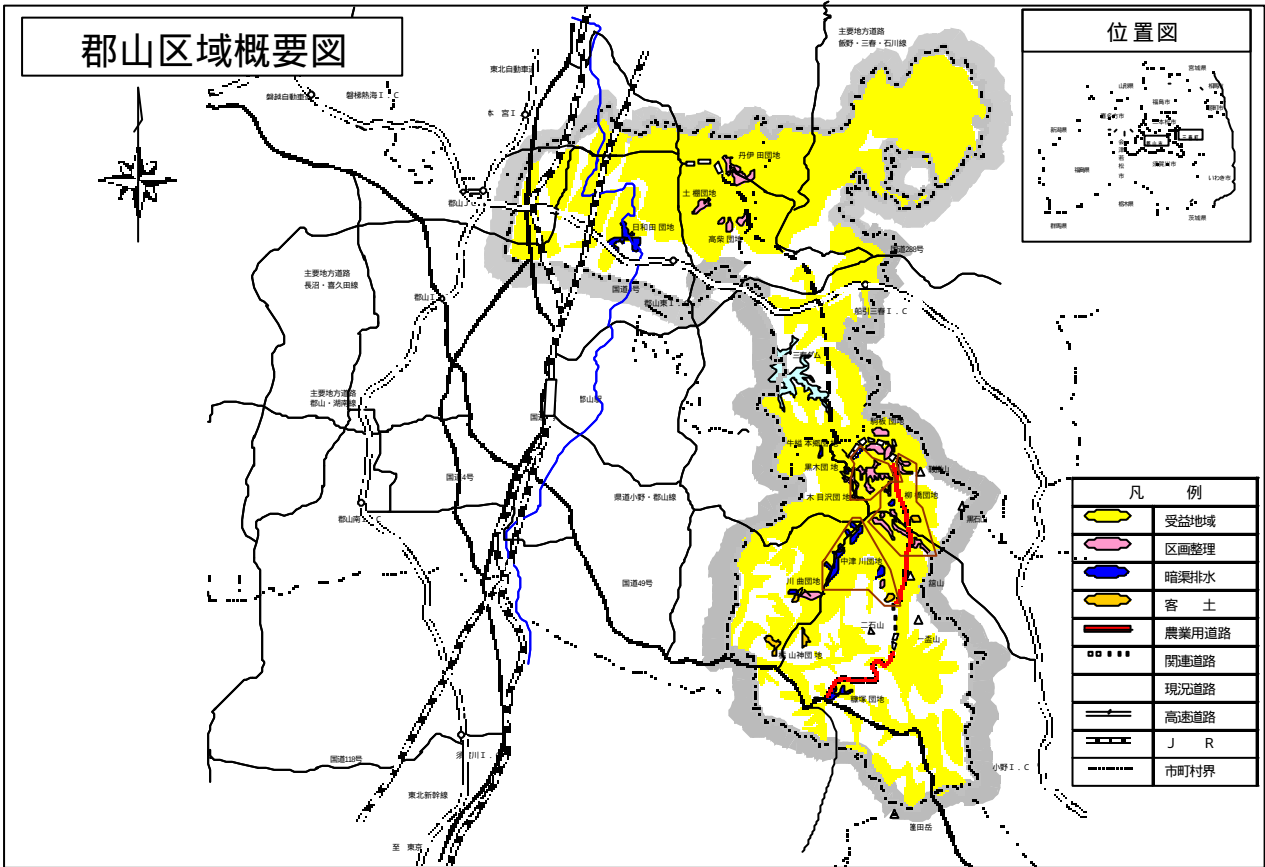
平成14年4月 関係市町・ＪＡからなる「郡山地域農道整備事業促進協議会」において平成15年度着工要求を決議。

評価担当部局

農村振興局

概要図

1.受益面積	3,850ha		
2.受益者数	3,422人		
3.事業内容	工 種	数 量	事 業 費
	区画整理	81.8ha	2,293百万円
	暗渠排水	61.4ha	165百万円
	客 土	9.1ha	43百万円
	農業用道路	12.4km	12,599百万円
	合 計		15,100百万円



平成 15 年度新規地区採択チェックリスト（緑資源公団 農用地総合整備事業）

（都道府県名：福島県）（区域名：郡山）

1. 必須事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。 （必要性）	・ 農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	☐
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	☐
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 （効率性）	・ 当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	☐
4. 農家負担の可能性が十分であること。 （公平性）	・ 当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限界を超えることとならないこと。	☐
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	☐
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を越えないこと。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には主として考えられる観点を記述している。

平成１５年度新規地区採択チェックリスト（緑資源公団 農用地総合整備事業）

（都道府県名：福島県）（区域名：郡山）

２．優先配慮事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
１．事業で達成する目標に関する事項（有効性）	労働生産性が相当程度向上する。 農地の高度利用が図られる。 農畜産物の輸送コストが相当程度縮減する。	☐ ○ ☐ ○ ☐ ○
２．事業内容や実施体制等に関する事項	事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 コスト縮減について具体的に配慮をした計画となっている。 営農支援体制が整備されている。 関係市町村及び受益農家に対し、事業計画の内容及び負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。 関係機関との協議について、基本的事項が確認されている。 地元の事業推進体制が整備されている。 施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。 関連する他事業との調整が図られている。 当該事業計画が、関係都道府県や市町村が策定する振興計画等と整合が図られている。 関連する他の事業と有機的に連携し、農畜産物の出荷体制が確立される。	☐ ☐ ○ ☐ ○ ☐ ○ ☐ ○ ☐ ○ ☐ ○ ☐ ○ ☐ ○ ☐ ○

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には主として考えられる観点を記述している。